

揖保川流域治水協議会 規約 変更案

(設置)

第1条 「揖保川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、揖保川水系における集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本協議会を進めていくにあたり、その他の揖保川流域内関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 揖保川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、姫路河川国道事務所 調査課 加古川・揖保川流域治水室に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和 2年 8月24日から施行する。
本規約は、令和 2年12月 7日から施行する。
本規約は、令和 3年 2月 1日から施行する。
本規約は、令和 3年 3月 8日から施行する。
本規約は、令和 4年 3月28日から施行する。
本規約は、令和 5年 2月15日から施行する。
本規約は、令和 6年 3月 7日から施行する。

揖保川流域治水協議会 構成員

機関	役職
宍粟市	宍粟市長
太子町	太子町長
たつの市	たつの市長
姫路市	姫路市長
兵庫県	土木部総合治水課長
農林水産省	近畿農政局農村振興部 洪水調節機能強化対策官
林野庁	近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署長
気象庁	神戸地方气象台長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	神戸水源林整備事務所長
環境省 近畿地方環境事務所	環境対策課長
西日本旅客鉄道 株式会社 近畿総括本部	兵庫支社長
山陽電気鉄道 株式会社	鉄道事業本部長
国土交通省	姫路河川国道事務所長

※敬称略

(オブザーバー)

機関	担当部局等
兵庫県	危機管理部 防災支援課
	危機管理部 災害対策課
	農林水産部 総合農政課、農業経営課
	農林水産部 農地整備課、林務課、治山課、水産漁港課
	土木部 道路企画課、道路街路課、道路保全課、 河川整備課、砂防課、下水道課、港湾課
	まちづくり部 都市計画課、公園緑地課
	まちづくり部 建築指導課、営繕課、設備課
	教育委員会事務局 財務課
関西電力株式会社	朝来水力センター

※敬称略